

令和7年度公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会事業計画

【 作成方針 】

新型コロナウイルス感染症については、社会的には落ち着きを見せており、当協会の事業活動も、従来の活動の姿に徐々に戻りつつあると思料する。

一方で、医療現場においては、継続的に一定数の感染者がいることに加え、令和6年4月から施行となった医師の働き方改革の影響や医療人材が不足していること等から余裕があるとは言い難い状況である。

とりわけ当協会の会員施設は、地域包括医療・ケアを住民に一番近いところで支えている診療施設で、地域住民の健康保持と医療を担うという大きな役割があることから、参加者の負担軽減の観点から対面での開催方式にこだわらずに各種の事業を行うことが肝要と考える。

以上の点から、事業計画の作成に当たっては、従来の開催方法や事業の在り方等について会員施設のニーズに沿ったものとなるよう考慮し、会員施設から納付される貴重な財源を有効かつ有益に活用することに視点を置き、事業実施を図るものとする。

I 会 議

1 総 会

- (1) 定時総会 年1回（6月）
- (2) 臨時総会 必要に応じて開催

2 理 事 会

- (1) 通常理事会 年2回（6月、3月）
- (2) 臨時理事会 必要に応じて開催

3 常任理事会

必要に応じて開催

4 監 事 会

年1回

※ 上記1～3に記載した会議の開催方法については、Web会議の活用も含め検討すること。

II 事 業

1 千葉県国民健康保険直営診療施設医療学会

(1) 医療学会

令和5年度定時総会において『医療学会の開催は当面休止とし、その間に状況の確認及び検討等を行った上で、廃止を含めて方針を正式決定すること。なお、休止期間は、令和7年度までとすること。』が承認されたことから、これに従い令和6年度と同様に令和7年度も開催を見送ることとする。

また、令和8年度以降の方針について、令和7年度中に協議するものとする。

(2) 千葉県国民健康保険直営診療施設協会表彰式（代替事業）

医療学会の代替事業として、令和6年度と同様に直診協会会長表彰をはじめとした各種伝達式と講演等を実施する千葉県国民健康保険直営診療施設協会表彰式を開催する。

なお、日程は令和7年12月2日（火）、場所はオークラ千葉ホテルを予定しており、講演などの詳細は、各理事と協議のうえ決定するものとする。

2 各部会活動

医療従事者の知見及び技術の向上並びに経営意識の醸成を図るため、次のとおり部会活動を実施する。

なお、実施に当たっては、感染症等の状況や関係者の参加しやすさを考慮し、Web会議、ハイブリッド方式などの活用も含め実施すること。

コロナ禍を経て、会議及び部会活動の在り方、会員施設が部会に求めるものも変化してきている。従前の部会活動にとらわれず、柔軟かつ会員施設や部会員のニーズに沿った活動が求められることから、適切な時期に幹事会を開催し、部会活動が目的とするものを達成できるよう事業を選択して実施すること。

(1) 医師部会

(総会・研修会・施設視察など)

(2) 薬剤部会

(幹事会・研修会・施設視察など)

(3) 看護部会

(幹事会・研修会・施設視察など)

(4) 放射線部会

(幹事会・研修会・施設視察など)

(5) 臨床検査部会

(幹事会・研修会・施設視察など)

(6) 栄養部会

(幹事会・栄養部門実態調査・研修会・施設視察など)

(7) リハビリ部会

(幹事会・研修会・施設視察など)

(8) 事務部会

(幹事会・各種実態調査・研修会・施設視察など)

○ 決算状況調査、労務管理調査などについては、成果品の検証を行いより有益なものとなるよう努めること。

3 医療従事者確保対策事業

(1) 自治医科大学卒業生配属先選定委員会

(2) 医療従事者募集ポスター作成及び配布並びにホームページの活用による募集活動の実施

4 研修会等

新型コロナウイルス感染症の状況及び参加のしやすさを考慮し、開催にあたっては、Web会議やハイブリッド方式の活用を含め検討すること。

(1) 開設者・病院診療所管理者・事務長等合同研修会

(2) 事務長・診療所担当課長会議

5 広報活動

- (1) 機関誌「直診協会だより」について
年3回冊子として発行し、ホームページにも掲載すること。
掲載するコンテンツとして、地域紹介や季節の行事食など各部会の協力により内容の充実を図ること。
- (2) ホームページについて
各種調査物などの集計結果を迅速に掲載するようにすること。

III 表彰関係

- 1 直診協会会長が行う表彰
- 2 国・県の各種表彰に係る推薦及び伝達

IV 関係団体との連携

- 1 公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会
 - (1) 地域医療現地研究会に關すること。(島根県開催)
 - (2) 全国国保地域医療学会に關すること。(和歌山県開催)
 - (3) 関東甲信静地区国保診療施設協議会に關すること。(神奈川県開催)
 - (4) その他研修会等に關すること。
- 2 千葉県国民健康保険団体連合会
 - (1) 国保事業充実強化推進運動へ参画
 - (2) 審査関係書籍、国保新聞の斡旋
 - (3) 特定健診の集合契約
 - (4) 機関誌「房総の国保」の配付

V その他

事業運営及び会計処理にあたっては、公益法人会計基準に従い行うものとする。